

地方議会制度の充実強化を求める意見書

地方分権一括法が施行され、地方公共団体の自己決定権が拡大したことに伴い、二元代表制の下、地方議会の役割と責任は一層重大なものとなっている。

今後、地方議会が住民の代表機関としてその負託に応え、その役割を十分に発揮していくためには、議会の機能等をさらに充実強化していく必要がある。

とりわけ、基礎的自治体としての行政に加えて、都市圏の中核都市として道府県並みの事務事業を行っている政令指定都市においては、議会の活動領域も広範で多岐にわたっており、そのさらなる活性化は喫緊の課題である。

地方議会制度については、第 28 次地方制度調査会の答申に基づき、平成 18 年の地方自治法の改正によって、委員会の議案提出権を認めるなど、一定の前進が図られたが、残された課題もあり、地方議会がその機能をさらに発揮するためには、なお一層の取り組みが必要である。

本格的な地方分権時代を迎え、地方が責任を持つべき分野について自己決定と自己責任の原則を徹底していくためには、地方議会の権能強化及び活性化を十分に反映した制度改正を行うことが必要不可欠である。

よって、国会及び政府においては、議会活動を制約している関係法令の諸規定の緩和など、地方議会の一層の充実強化を図る抜本的な制度改正を図るとともに、議員の法的位置付けを市民の直接選挙によって就任した「公選職」として明確に規定し、この位置付けにふさわしい諸制度の改正を早急に図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 19 年（2007 年）11 月 2 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

（提出者）民主党・市民連合、自由民主党、公明党、日本共産党、市政改革クラブ
及び自民維新の会所属議員全員